

(仮)「佐倉市こども計画」構成

第1章 計画の策定にあたって

- ・計画の背景や他計画との関連性説明

第2章 佐倉市のこども・若者の現状

- ・市内各種データ等（青少年・若者に関係するデータを抜粋し以下に記載）
 - ①合計特殊出生率の推移 ②出生数の推移
 - ③結婚・離婚件数推移 ④年齢階級層別女性就業率の状況、
 - ⑤家庭児童相談年間取扱件数 ⑥児童虐待相談件数、
 - ⑦要保護児童件数 ⑧児童扶養手当受給世帯数の推移
 - ⑨就学援助認定者数の推移 ⑩18歳未満がいる生活保護世帯受給率
 - ⑪生活保護世帯の進学率 ⑫こどもの学力・体力 ⑬ひきこもりの統計
 - ⑭不登校児童生徒数推移 ⑮障害のある児童生徒数（16歳未満）
 - ⑯30歳未満の自殺者数 ⑰少年非行の統計 ⑱完全失業率の推移
 - ⑲青少年育成団体の統計 ⑳青少年のスマホ所有率及び利用内容
- ・こども計画策定のためのニーズ調査結果概要
- ・佐倉市のこども・若者を取り巻く現状と課題

第3章 計画の基本的な考え方

- ・計画の基本理念と4個の基本目標

第4章 基本施策の展開

- ・13個の基本方針ごとに36個の施策を整理

別紙5

第5章 こども・子育て支援施策

- ・子どものための教育・保育・施設等利用給付
- ・教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
- ・教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域
- ・市内全域および各地区の教育・保育の量の見込みと確保量
- ・地域子ども・子育て支援事業の提供

第6章 佐倉市こどもの貧困対策計画

- ・こどもの貧困と日本のこどもの状況
- ・佐倉市のこどもや家庭を取り巻く主な現状と課題

第7章 計画の実現のために

- ・計画の推移体制
- ・計画の進捗管理

(仮)「佐倉市こども計画」の構成

(仮) 佐倉市こども計画（以下「計画」）は、令和 7 年度から令和 11 年度まで実施する「第 2 期佐倉市子ども・子育て支援事業計画」と「第 4 次佐倉市青少年育成計画」を一本化した計画です。計画はライフステージ別に構成されており、基本理念とライフステージ別に 4 個の基本目標、13 個の基本方針、36 個の施策から成っています。青少年部分が含まれるのは、基本目標 2 の「学童期・思春期」、基本目標 3 の「青年期」、基本目標 4 の「ライフステージを通じた部分」になります。

別紙 5 として計画第 3 章「計画の基本的な考え方」と計画第 4 章「基本施策の展開」を同封いたしました。

計画第 3 章は、基本理念と 4 個の基本目標について説明しております。

計画第 4 章は基本方針ごとに目標を達成した際の「目指す姿」、計画策定にあたり実施したニーズ調査から見えた「現状と課題」、目標達成のための「主な取組」と、「主な取組」をまとめた「施策」で構成されています。（裏面記載有）

別紙 5 の基本目標 2 ～ 4 の部分 (P5 ～ P22) 中心に、ご意見をいただければと思います。

また、計画第 4 章に記載されている主な取組について、別紙 6 「事業（取組）一覧」を同封いたしますのでご参照ください。

3

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

佐倉市では、「第5次佐倉市総合計画中期基本計画」において、将来都市像を「笑顔輝き 佐倉咲く みんなで創ろう『健康・安心・未来都市』」とし、総合的かつ計画的にまちづくりを推進し、本計画に該当するまちづくりの基本方針として、「ともに支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち」、「豊かな心を育み 笑顔あふれるまち」と定められ、こどもの幸せや健やかな育ちを地域社会が支え合っていく思いが込められています。

また、令和5年12月に閣議決定され、こども政策を総合的に推進するための基本的な方針を定めた「こども大綱」では、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を「こどもまんなか社会」とし、これを目指しています。

本計画では、「第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画」並びに「第4次青少年育成計画」の理念や方向性などを踏まえて、「(仮) 笑がお咲く こどもまんなか都市佐倉 ～安心して子育てでき、のびのびとこども・若者が成長するまち～」を基本理念とします。

(仮) 笑がお咲く こどもまんなか都市 佐倉
～安心して子育てでき、のびのびとこども・
若者が成長するまち～

サブタイトルの「安心して子育てでき」の部分は、子ども・子育て支援事業計画を引き継ぐ意味をなし、「のびのびとこども・若者が成長するまち」の部分は、青少年育成計画を引き継ぐ意味を持ちます。

サブタイトルに掲げるようなまちづくりを目指すなかで、「こどもまんなか都市 佐倉」が実現し、子育てに携わるすべての人や、こども自身が笑顔になる社会を目指すことを表現しています。

2 計画の基本目標

こどもは、妊娠・出産期から乳幼児期、学童期・思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長します。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、置かれた環境にも大きく依存し、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。そのため、本計画では、ライフステージを通した重要事項へ対応ができるよう基本目標を設定しました。

(1) 安心して子を生み、明るい将来を見据え、子育てを楽しめるまち

安全で安心な妊娠、出産環境を確保するとともに、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させ、妊娠・出産期から乳幼児期における切れ目のない支援を行います。

また、乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期ですが、乳幼児の保護者には、こどもの発育・発達等に悩みや不安をもつ方もいらっしゃいます。そのため、様々な子育てに関する悩みを保護者が気軽に相談できる公的な相談機関の充実を図ります。

相談機関を充実させ保護者の育児不安を解消させることに加え、乳児家庭全戸訪問事業や、子育てに関する講座・研修の実施により、行政と保護者や乳幼児と関わりをつくることで児童虐待の予防・早期発見につながる体制づくりを目指します。

(2) いろいろな経験・体験を通して、成長できるまち

学童期は、心身の成長とともに自己肯定感や社会性を育む大切な時期です。

また、集団生活で役割や責任を学び、協調性や自主性を身に付けます。安全で安心な環境で小さな失敗を経験しながら課題に取り組み、こどもたちが自らの自己肯定感を高められるよう安心・安全なこどもの居場所づくりやこどもの人権に関する啓発を推進します。

また、こどもが、多世代との交流、文化芸術やスポーツなどの体験学習や、多様で自由な体験活動、社会参加等を通じて人間形成の基礎となる道徳性など豊かな心を育むことができるように支援します。

一方、思春期は、性的成熟と内面的変化が始まり、アイデンティティを形成する時期で、学校生活に関する葛藤や悩みも増える時期です。いじめの防止や不登校の生徒の対策にも力を入れ、こどもたちが自己肯定感を高め、環境の制約なく進路等を選択できるよう支えていきます。

(3) こども・若者が自ら考え行動し、のびのび成長できるまち

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。

また、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあり、自らの価値観や生き方を確立しようとする一方、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがあります。青年期の若者が、社会や人々との関係を築くことができるよう、ひきこもりの方も社会参加ができるようなサポート体制を強化します。

また、結婚を希望する人々へ、出会いや結婚に向けた支援を行います。

(4) 子育てを温かく見守り、支えあい、ともに成長するまち

特定のライフステージではなく、ライフステージを通して縦断的に実施すべきものとして、貧困、虐待、障害・医療的ケア、ヤングケアラー、非行などを始め、困難な状況にあるこども・若者やその家族への支援に、福祉、保健、教育政策において包括的に支援していきます。

また、地域のつながりや協力の中で、こどもが安心して健やかに成長できるよう、地域の力の向上を図ります。そして、こどもや若者の視点に立ち、こどもや若者にとって最善の利益を考え、当事者の意見を政策に反映し、「こどもまんなか」社会の実現を目指していきます。

第4章

基本施策の展開

基本目標2 いろいろな経験・体験を通して、成長できるまち

学童期・
思春期

(1) こどもの居場所づくり

目指す姿

多様で、安心・安全なこどもの居場所が充実し、こども・若者のウェルビーイングが向上している

指標	現状	目標 (R11)
家庭、学校以外で安心して過ごせる場所の割合	42.3%	
こどものために自然の中での体験活動ができている人の割合	38.8%	

現状と課題

- 塾などの習い事や公園などが、こどもの居場所としてニーズが高くなっていることから、自宅や学校以外での安心・安全な居場所づくりが重要となっています。
- 習い事や公園などで放課後を過ごすことが多いことから、地域ごとの動向や、こども・若者のニーズに合ったこどもの居場所の整備が重要となっています。
- 少子化に伴い、利用者が減少することも想定されるため、既存の施設を活用していくことも重要となっています。

施策

施策12 安心・安全なこどもの居場所づくりを推進します。 **重点**

(ふやす、つなぐ、みがく、ふりかえる)

既存の地域資源を活用しながら、こども・若者が、その場を知り、見つけ、安全・安心に利用できるように、多様なニーズを踏まえたこどもの居場所づくりを推進します。また、教育・福祉部門や居場所同士との連携、協働も図りながら、利用しやすいこどもの居場所づくりを進めていきます。

【主な取組】

- ・子ども食堂等地域のこどもの居場所作り
- ・地域において親子で集える場の周知
- ・自然を活かした居場所づくり
- ・こどもの居場所の充実
- ・学校開放の実施
- ・児童センター管理運営

関連計画

・第3次佐倉教育ビジョン中期推進計画

コラムなど

コラムなど

学童期・
思春期

(2) こどもの生きる力と豊かな心を育む

目指す姿

こども・若者が自分らしく生
きていくために、健全に成長
できる環境が整っている

指標	現状	目標 (R11)
子どもの権利条約を知っ ている人の割合	30.8%	
心配事や悩みを相談でき る人がいない割合（中学 生）	8.7%	

現状と課題

- こどもの権利についての認知度が低いことから、こども・若者や、子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとするおとなに対して、広く周知し、社会全体で共有を図っていく必要があります。
- こどもの教育に関して悩みを抱える保護者が多くなっていることから、将来の進路選択や学習面でのサポート体制を充実することが求められています。
- こどもの悩みについて、保護者や親族など身近な人に相談する割合が大きいことから、保護者や周囲の大人が相談内容に対して、適切に対応できるように親育てへの支援が重要となっています。

施策

施策13 こどもの権利についての理解の促進を図ります。 **重点**

すべてのこどもは権利の主体であり、「生きる権利」、「保護される権利」、「教育を受ける権利」、「意見を表明する権利」という4つの原則が守られ、健全に成長していくために、こどもの権利に関する啓発を推進します。

【主な取組】

- ・ こどもの権利についての啓発
- ・ 障害に対する理解の促進と、共に育つ取組の実施
- ・ 人権について学ぶ機会の提供

関連計画

- ・第7次障害者計画
- ・第3次佐倉教育ビジョン中期推進計画

施策14 こどもの心を育てる取り組みを推進します。

こどもたちがたくましく豊かに成長していくために、学校の道徳授業研究会への支援や、道徳教材に係る検討委員会を開催し道徳教材の普及・開発を行うなど、地域性を活かして児童生徒の心を育てる取組を推進します。

【主な取組】

- ・道徳教育の研究
- ・「佐倉学道徳副読本と教材活用の手引き」の作成・配布

施策15 こどもが気軽に相談できる環境づくりを推進します。

こどもが成長していく過程で、不安を感じたり、悩んだときに、安心して相談できる場を確保するとともに、子ども自身が相談できる力を育むための相談体制の充実を図ります。

【主な取組】

- ・スクールカウンセラーの配置
- ・学校教育相談員の配置
- ・心の教育相談員の配置

施策16 家庭教育を推進します。

家庭教育に関する講演会や、親子で参加する事業等を推進することにより、こどもの相談に対して保護者が適切に対応できるよう親育ての支援をします。

【主な取組】

- ・家庭教育学級事業の実施
- ・家庭教育講演会の開催
- ・公民館活動の実施

学童期・
思春期

(3) 社会を生き抜く力の育成

目指す姿

こども・若者が自らの可能性を最大限に発揮し、未来を切り拓いていく力を育むことができる

指標	現状	目標 (R11)
小・中学生の学力の向上		
自己肯定感	81%	
こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にあると思う人の割合	12.5%	

現状と課題

- 生活様式の変化やコミュニケーション不足により、家族や地域とのつながりが希薄になっており、家庭や地域の教育力の低下や体験活動の不足は、生命尊重の心や自己肯定感、社会参加への意欲の低下などを招いています。
- 社会の変化に的確に対応し、自らの可能性を広げ、積極的に行動することにより、社会を生き抜いてけるように、たくましく生きる力を育てることが重要となっています。
- インターネット上におけるかかわり合いについて、本音を話せるようなコミュニケーションが乏しいことから、こどもたちがさまざまな環境で本音を話すことができる環境づくりが必要であるとともに、自分の意見を表明できる機会をつくっていくことが求められています。

施策

施策17 多様で自由な体験活動を推進します。重点

佐倉市の特性を活かした体験活動や、乳幼児や外国の方等との交流活動を実施することで、多様な体験活動を推進します。また、青少年育成団体への補助金・交付金を支給し、活動を支援します。

【主な取組】

- ・乳幼児とのふれあい体験の推進
- ・公民館での体験活動
- ・歴史体験活動の実施
- ・平和施策事業の推進
- ・佐倉オランダ児童交流事業の実施
- ・自然を活かした居場所づくり事業
- ・青少年健全育成推進事業の実施

施策18 確かな学力の向上を図ります。

社会の変化に柔軟に対応していけるよう、教育の効果的な展開や学習指導の内容や指導方法の改善を通して、どもの学力の向上に向けた取組を推進します。また、情報化社会に適切に対応するために、情報活用能力の育成を進めます。

【主な取組】

- ・教育課題研究事業の実施
- ・佐倉市学習状況調査の結果分析と指導改善
- ・情報教育の推進
- ・日本語適応事業の実施
- ・好学チャレンジ教室の実施

施策19 スポーツ・文化・芸術活動を推進します。

こどもが読書に親しむことのできる環境を整備するため、学校教育における読書活動を推進します。また、市内の芸術文化活動に関する情報発信や、芸術作品の展示およびコンサートの実施等により、こどもたちが芸術的活動に触れる機会を提供します。

【主な取組】

- ・学校図書館の整備
- ・学校図書館利用の促進
- ・食育をテーマとした読書啓発の実施
- ・国語科学習の推進
- ・美術館企画展の実施
- ・読書の普及推進
- ・文化の普及
- ・部活動地域移行の推進
- ・市民音楽ホール自主文化事業の実施

施策20 こども・若者の社会参加を促進します。

こども・若者が主体的に行動し、参加するイベントや行事等を通して、こども・若者の社会参加を促進します。

【主な取組】

- ・ボランティアセンターの活用
- ・ボランティア講座の実施
- ・各種スポーツイベントの開催
- ・各種媒体を活用した情報発信
- ・市民活動の周知
- ・小高連携交流事業の実施

学童期・
思春期

(4) こども・若者の健康と安全の確保

目指す姿

生きる力の基本である健康や
体力向上が図られ、心身共に
健やかに生活でき、安心・安
全が確保されている

指標	現状	目標 (R11)
いじめ解消率		
朝食を毎日食べていると 答えた児童・生徒の割合	84.9%	
インターネットを利用し ていて嫌な思いをしたこ とがある人の割合	8.2%	

現状と課題

- 健康は生きる力の基本であり、不規則な生活習慣は、学習効果の低下や健康・情緒の安定への悪影響を招く可能性があるため、規則正しい生活習慣や食育の推進が重要となっています。
- いじめや不登校などの問題が深刻化しているなか、こどもたちは、大人からの理解と支持を求めている。こどもたちが抱える悩みや不安を受け止めるため、気軽に相談できる体制の整備が重要となっています。
- こどもの非行防止には、問題行動を早期発見して適切な支援につなげることが重要ですが、非行の兆候を発見することが難しく、対応が遅れてしまうことが課題となっています。また、非行防止のために、正しい情報を発信していくことも重要です。

施策

施策21 いじめ防止対策を推進し、不登校児童生徒を支援します。 **重点**

いじめを防止するために、全小中学校に対するいじめ防止対策に係る指導助言を行います。また、保護者・学校・関係機関と連携して、児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた指導支援を行います。

【主な取組】

- ・ ルームさくらの設置運営
- ・ いじめ防止対策推進
- ・ 校内教育支援センターの設置運営

関連計画

- ・健康さくら2.1（第3次）
- ・第3次佐倉教育ビジョン中期推進計画

施策2.2 健康維持・体力向上を目指すとともに食育と規則正しい生活習慣を推進します。

体力向上と健康増進を図るため、各種行事を開催するとともに、教職員の指導力と資質の向上を図るための実技研修を実施します。また規則正しい生活習慣や食育の推進を目的として、早寝・早起き・朝ごはん運動や、地元農家と連携した学校給食の充実を図ります。

【主な取組】

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| ・学校開放の実施 | ・体力テストの実施 | ・早寝・早起き・朝ごはん |
| ・佐倉市文化祭小学校体育 | ・競技大会への参加費用の | 運動の推進 |
| 大会の開催 | 助成 | ・各種スポーツイベントの |
| ・プレコンセプションケア | ・教職員のスポーツ実技研 | 開催 |
| の推進 | 修 | ・学校給食応援事業の実施 |

施策2.3 非行・犯罪を抑止し、安全な環境づくりを推進します。

インターネットやSNSの適正利用や危険性についての啓発をするとともに、警察や交通安全関係団体と協力し、正しい交通ルールの啓発を行います。また、思春期のたばこ・お酒・薬物乱用の弊害についての周知・啓発を通して、犯罪の起こらない環境づくりを推進します。

【主な取組】

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| ・地域防犯活動推進事業 | ・薬物乱用防止等の啓発 | ・アイアイプロジェクト活 |
| ・交通安全移動教室の実施 | ・学校通学路の安全確保 | 動の推進 |
| ・インターネットやSNS | ・交通安全啓発事業の実施 | ・20歳未満の飲酒・喫煙 |
| の適正利用や危険性につい | | の防止、飲酒や喫煙の被害 |
| での啓発 | | についての啓発 |

基本目標3 こども・若者が自ら考え行動し、のびのび成長できるまち

青年期

(1) 社会参加・更生活動への支援

目指す姿

こども・若者が社会の一員として、主体的に参画できるための体制が整備されている

指標	現状	目標 (R11)
こども・若者サポーターの人数		
こども・若者からの意見聴取回数		
ひきこもり解消数		

現状と課題

- 外出しなくなったきっかけについて、病気、就職活動の失敗、学校・職場になじめないなどの割合が高くなっています。学校や職場での適応支援や、就職活動におけるサポートの強化などの支援が重要となっています。
- 外出しなくなる傾向が、15歳から24歳の若年層に集中しているため、若年層に向けた早期の支援を充実していく必要があります。
- 若者の立ち直りへの支援には、社会に貢献しているという社会参画意識や自己肯定感が重要であり、こども・若者のボランティア活動や社会貢献を促す取組が求められています。

施策

施策24 ひきこもりの方を支援します。重点

ひきこもりの状態にある者やその家族に対する相談・訪問支援を実施するとともに、ハローワークと共同で運営する佐倉市地域職業相談室でひきこもりの方への就職相談を行うなどして、ひきこもりの方への支援を充実させます。

【主な取組】

・くらしサポートセンター佐倉の設置運営

・ちば地域若者サポートステーションとの連携

関連計画

なし

施策25 若者の社会参加の促進や、立ち直りへの支援を推進します。

若者が社会の一員として積極的に社会参加をするために、地域活動やボランティアなどに関する機会を通して社会とのつながりを深めることを推進します。また、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動についての理解を促進します。

【主な取組】

- ・保護司会等の活動支援と「社会を明るくする運動」の実施
- ・成人式の運営・開催
- ・こども・若者サポーターの実施

コラムなど

青年期

(2) 就労及び結婚を希望する方への支援

目指す姿

就労や結婚を希望すること
も・若者に対して、その希望
に応じて社会全体で支えてい
くような体制が整っている

指標	現状	目標 (R11)
結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると思う人の割合	10.6%	

現状と課題

- 少子化が進むことにより若年層の労働人口が減少すること、本市においても不安定な生活を送っている若者が少なからずいることなどから、ひとりひとりに合わせた就労支援や職業訓練の取組が求められています。
- 結婚や妊娠・出産、子育ては、個人の自由な意思決定に基づくものであるため、多様な価値観を尊重しながら、結婚生活やこどものいる生活の情報交換ができる機会の提供や、出会いの機会として婚活支援の推進が重要となっています。

施策

施策26 出会いや結婚に向けた支援を推進します。重点

出会いの少ない若者に対する婚活事業や結婚相談を実施することで出会いや結婚に向けた支援を推進します。また、経済的理由で結婚に踏み出せない方を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援するため、引っ越し費用・住宅費用を補助します。

【主な取組】

- ・ 婚活イベントの実施
- ・ 結婚相談の実施
- ・ 結婚新生活の支援

施策27 若者の就労支援を推進します。

ニートなどの若者が充実した職業生活を送り、社会を支える担い手となるよう、円滑な就職支援を行い、若者の雇用安定化を推進します。

【主な取組】

- ・ちば地域若者サポートステーションとの連携
- ・ハローワークとの連携

コラムなど

基本目標4 子育てを温かく見守り、支え合い、ともに成長するまち

ライフステージを通じたもの

(1) 困難な状況を有するこども・若者やその家族への支援

目指す姿

困難な状況にあるこども・若者、その家族に対して、状況に合わせた支援体制が整備されている

指標	現状	目標(R11)
障害のあるこども・若者などの地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されていると思う人の割合	9%	

現状と課題

- 障害のあるこどもがライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられる体制が重要となっています。また、ニーズ調査結果より、こどもの発達や発育に関する悩みの割合が大きいことなどから、障害のあるこどもだけでなく、その疑いがある・少し気になるというような段階での気軽な相談体制の整備が求められており、障害の有る無しに関わらず、安心して子育てができる環境を整えていくことが必要です。
- こども・若者の心の問題を背景とした問題が深刻化しており、ひとりで悩みを抱え込まずに誰かに助けを求めることができるように、適切なSOSの出し方について、啓発をしていくことが重要となっています。また、自ら外に支援を求めることが困難な家庭に対し、訪問等を通じた各種支援が重要となっています。

施策

施策28 障害のあるこども・若者への支援を推進します。 **重点**

障害のあるこどもの早期発見や、年齢・発達等に応じた相談支援を充実させるとともに、関係機関の連携を強化し、障害等のために支援を必要とするこどもの療育環境の充実を図ります。また、障害のある無しに関わらず、共に育つ取組を進めるため、障害に対する理解の促進を図ります。

【主な取組】

- ・ 障害児相談支援事業の充実
- ・ 障害児の支援
- ・ ライフサポートファイルの作成
- ・ 障害児就学相談の実施

関連計画

第7次障害者計画

施策29 自殺対策を推進します。

こころの健康に関する正しい知識や、適切なSOSの出し方、各種相談先などの周知・啓発を通して自殺対策を推進します。

【主な取組】

- ・こころの健康づくり
- ・自殺対策事業

施策30 こどもの養育について支援が必要な家庭への援助を行います。

こどもの養育について支援が必要でありながら、自ら外に支援を求めることが困難な家庭や若者、ヤングケアラーなどに対する支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

- ・養育支援訪問事業、子育て世帯訪問事業の実施
- ・家庭児童支援事業の拡充についての調査・検討
- ・ヤングケアラーの周知、把握、支援
- ・こども家庭センターによる相談支援
- ・一時預かり事業、子育て短期支援事業の実施

コラムなど

ライフステージを通じたもの

(2) 家庭・学校・地域が協力して子育てを行う支援の輪の拡大

目指す姿

家庭・学校・地域が連携して社会全体でこどもを見守り、育てていく環境が推進されている

指標	現状	目標 (R11)
学校ボランティアに協力したことがあると答えた市民の割合		
今住んでいる地域で今後も子育てしていきたい人の割合(小・中学生保護者)	39.8%	

現状と課題

- 少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、地域全体でこどもたちの成長を支える地域社会の教育力も低下しています。家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭・学校・地域が相互に連携し、社会全体でこどもを育てていくことが求められています。
- こども・若者が社会の一員として、主体的に参画していくためには、社会で果たすべき役割や責任を自覚し、積極的に行動できる力が重要となっています。

施策

施策31 地域教育力の向上をはかります。 **重点**

自治会や民生児童委員・児童委員、青少年育成活動団体の活動を支援することにより地域社会の形成、維持、および発展を図るとともに、地域全体でこどもを育てる取組を推進します。

【主な取組】

- ・自治会等活動の支援
- ・民生児童委員・児童委員活動の支援
- ・青少年育成活動団体の支援
- ・開かれた学校づくりの推進
- ・教育課題研究事業の実施
- ・公民館の活動

関連計画

第3次佐倉教育ビジョン中期推進計画

施策32 地域における子育て支援の充実や地域のボランティア団体との交流を推進します。

子育て支援の拠点として、親子の交流の場を提供するとともに、地域のボランティア団体等との情報交換、交流の場を設定し、地域全体でこどもを育てていく環境を整備します。

【主な取組】

- ・地域における子育て支援の拠点の充実
- ・地域のボランティア団体等との情報交換、交流の場づくり
- ・ファミリーサポートセンター事業の推進

施策33 青少年育成活動の充実を図ります。

青少年育成団体と連携や情報交換を通し、各種の青少年を対象としたイベント・事業の開催を通して、こどもたちの自主性や社会性などを育み、地域の方々と交流できる機会や子どもを取り巻く課題解決のための機会の充実を図ります。

【主な取組】

- ・青少年育成活動団体の支援
- ・青少年健全育成の推進
- ・団体間の意見交換会の開催

施策34 地域の防犯力の向上をはかります。

地域における団体等と連携し、夜間パトロールや巡回警備等の実施により地域の防犯力の向上を推進します。

【主な取組】

- ・青少年育成活動団体の支援
- ・地域防犯活動の推進

ライフステージを通じたもの

(3) すべての子ども・若者が広く活躍できる機会づくり

目指す姿

生まれた環境に関わらず自分らしく生きることができ、社会全体で子どもや子育て世帯を支えていく社会に向かっている

指標	現状	目標 (R11)
子どもまんなか社会の実現に向かっていていると回答した人の割合	3.8%	
子どもは権利の主体であると思う人の割合	44.8%	
自分には自分らしさがあると思う人の割合（青少年）	61.1%	

現状と課題

- 本市においても外国にルーツをもつ子どもがいることから、国籍、言語、文化、習慣などの違いにかかわらず、佐倉市の一員として安心して暮らすことができるために、相互理解をしながら日本の文化や生活習慣、日本語学習への支援を充実していくことが必要です。
- こどもの権利や人権に対する理解の促進や、社会の変化に対応するための男女平等参画への意識の醸成など、様々な多様性を相互に尊重しながら、誰もが自分らしく生きていくための周知・啓発が重要となっています。
- 子どもや子育て中の方々が、気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、社会全体で子どもや子育て世帯を支えていく機運を醸成することが重要となっています。

施策

施策35 子どもまんなか社会を推進します。重点

子ども・若者の視点に立ち、子ども・若者にとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を反映し、子どもまんなか社会の実現を目指します。子ども・若者は未来を担う存在であり、様々な支えを受け自立していくためにも、子どもたちが健やかで幸せに成長できる環境を推進します。

【主な取組】

- ・子ども・若者の意見の反映
- ・子どもまんなかまちづくりの推進
- ・必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

施策36 外国人への支援や、人権、男女平等参画への意識を醸成します。

生まれた環境に関わらず、こどもの可能性を広げられるように、日本語学習の充実や文化、生活習慣を身に着けるために外国人のこども・若者の支援を推進します。また、こどもの権利や男女平等参画への意識を醸成し、正しい理解に向けた周知・啓発を推進します。

【 主な取組 】

- ・外国人のための日本語講座及び生活相談事業の実施
- ・人権施策の推進
- ・こどもの権利についての啓発

コラムなど

事業（取組）一覧

① 学童期・思春期

頁	施策	事業（取組）名	内容	担当課
5	1.2	こどもの居場所の充実	こどもたちが楽しく安心して過ごすことができるよう、ヤングプラザや児童センター、公民館、図書館等を活用して、気軽に参加できるさまざまな活動を実施することにより、こどもたちの安全な遊び場の確保・充実を図ります。	こども政策課 こども保育課 社会教育課
		自然を活かした居場所づくり	豊かな自然を活かした子育て環境を創出する方策として、市内で開催する民間のプレーパークの活動経費の一部を補助し、安全・安心な居場所づくりを推進します。	こども政策課 公園緑地課
		こども食堂等地域のこどもの居場所づくり	子ども食堂・学習支援団体等、地域で運営している居場所について、多くの子どもたちが利用できるように更なる周知を行います。また、既に市内にある子ども食堂・学習支援団体等のネットワークの会議等に参加し、情報提供・情報収集・課題共有等に努め、市の施策検討に活かします。	こども政策課 社会福祉課
		地域において親子で集える場の周知	親子を対象とした集いの場を子育て支援ガイドブックや SNS 等を活用し周知します。	こども政策課 こども保育課 社会教育課
		学校開放の実施	体育館や校庭等の学校施設を開放し、こどもたちが安心して外遊びができる場を確保します。また、「新・放課後こども総合プラン」に定める事業の充実を図ります。	社会教育課
		児童センターの管理運営	児童センターで体験活動を実施します。	児童センターの 管理運営

7	13	こどもの権利についての啓発	子どもの権利条約及び子どもの権利について、子育て支援情報誌等を活用して啓発活動を進めます。	こども政策課
		障害に対する理解の促進と、共に育つ取組の実施	特別支援学校との交流・共同学習を行い、障害に対する理解を深めるとともに、合理的配慮の更なる推進を図ります。	教育センター
		人権について学ぶ機会の提供	小・中学校において、人権週間の期間を中心に、人権集会を開催する等、こどもや保護者が人権について学ぶ機会を提供します。	自治人権推進課
8	14	道徳教育の研究	学校の道徳授業研究会に、指導主事を派遣し、指導・助言を行います。また、研究指定校に対し、道徳教育の研究について助言を行います。道徳教材活用状況調査を実施します。また、指導案や読み物教材等を活用の手引きのリンクシートで配布します。	指導課、教育センター
		「佐倉学道徳副読本と教材活用の手引き」の作成・配布	定期的に佐倉学道徳教材検討委員会を開催し、佐倉学道徳副読本と教材の活用の手引きを作成、配布します。	指導課、教育センター
8	15	スクールカウンセラーの配置	市内全校にスクールカウンセラーを配置し、心のケアのための相談体制の充実に努めます。また、必要に応じてスクールソーシャルワーカーや心の教育相談員の活用を促します。	指導課
		学校教育相談員の配置	学校教育相談員を教育センターと教育支援センターに配置し、児童生徒や保護者に対しての面談や電話による相談を行うとともに、保護者や学校、関係機関と連携をして、支援や助言を行います。	教育センター
		心の教育相談員の配置	心の教育相談員を小・中学校に配置することで、不登校や人間関係等の不安や悩みに対して、児童生徒及び保護者に支援・助言を行い、早期対応につなげます。	教育センター
8	16	家庭教育学級事業の実施	家庭教育学級事業について、幼稚園及び小中学校で開設します。	社会教育課

		家庭教育講演会の開催	家庭教育講演会を開催します。	社会教育課
		公民館活動の実施	親子で参加する事業等を実施します。	公民館
9	17	公民館での体験活動	各公民館で体験学習を実施します。	公民館
		歴史体験活動の実施	甲冑試着会や国史井野長割遺跡で縄文時代体験を実施します。	文化課
		乳幼児とのふれあい体験の推進	育児に対する関心、知識等を高めるために、中学生等を対象として乳幼児とのふれあい体験の場を設けます。	社会教育課
		平和施策事業の推進	平和使節団の派遣を実施します。	広報課、指導課
		青少年健全育成推進事業の実施	市内の3つの青少年育成団体に補助金・交付金を支給し、活動を支援します。	こども政策課
		佐倉オランダ児童交流事業の推進	佐倉日蘭協会の支援を通して、佐倉とオランダの小学生の交流を推進します。	文化課
10	18	自然を活かした居場所づくり事業	豊かな自然を活かした子育て環境を創出する方策として、市内で開催する民間のプレーパークの活動経費の一部を補助し、安全・安心な居場所づくりを推進します。	こども政策課 公園緑地課
		教育課題研究事業の実施	市内15校を研究モデル校に指定し、小中学校教育課程の効果的な展開、学習指導の内容や指導方法の改善等を図ります。また、各校が児童生徒の実態をもとに研修計画を立て、教職員の指導力向上及び児童生徒の学力向上に取り組めます。	指導課
		好学チャレンジ教室の実施	市内各校で夏季休業中に、好学チャレンジ教室を実施し、児童生徒の学力向上の充実を図ります。	指導課
		佐倉市学習状況調査の結果分析と指導改善	佐倉市学習状況調査の結果を分析し、全校に向けて、報告書を配付し、誤答の多い問題や改善点などをまとめ	教育センター

10	1.9		た教育センター便りを配付します。また、学習指導要領の内容に合うように、佐倉市学習状況調査の問題作成を行い、問題のCBT化を進めます。	
		日本語適応事業の実施	学校に在籍する児童の国際化に対応するため、日本語の習得や教科指導を行うとともに、児童の指導を通じて家庭への支援を行います。	指導課
		情報教育の推進	各学校において情報教育の推進を図り、情報活用能力の育成を進めます。すべての児童生徒がその状況に応じて効果的に情報教育を受けることができる環境を整備し、GIGA スクール構想の推進を図ります。	指導課 学務課
		学校図書館の図書整備	こどもの読書活動、学習活動を支える学校図書館に図書を購入します。	学務課
		国語科学習の推進	国語科の学習が読書活動に結び付くよう発達の段階に応じて系統的に指導をします。	指導課
		部活動地域移行の推進	「地域のこどもたちは地域で育てる」という意識の下、生徒の望ましい成長を目指すとともに、教職員の働き方改革も踏まえ、学校部活動の地域移行を推進します。	指導課
		学校図書館利用の促進	学校図書館において蔵書の整理・電算管理・貸出業務を行い、図書館利用の促進を図ります。また、学校図書館司書の専門的な知識を生かし、児童生徒への的確な支援を行い、読書量を増やすよう努めます。	教育センター
		食育をテーマとした読書啓発の実施	食育と併せた読書啓発事業として、市内小中学校と連携し、本の中に登場する料理を再現する模様を動画作成し、佐倉市公式チャンネルにおいて、動画配信を行います。	社会教育課
		読書の普及推進	小中学生を対象におすすめの本リストを配布するなど、児童から中学生までのこどもに対して読書の推進を行います。	図書館

10		文化の普及	、風媒花を発行し、市内の芸術文化活動に関する情報発信を行います。	文化課
		美術館企画展の実施	収蔵作品展や企画展を実施するなど芸術作品の展示を実施します。	美術館
		市民音楽ホール自主文化事業の実施	市民音楽ホール主催コンサートで、音楽芸術に触れる機会を提供します。	音楽ホール
	20	各種媒体を活用した情報発信	広報紙やホームページ、SNSなどを活用し、こども・若者の社会参加につながる情報を発信します。	各担当課
		ボランティア講座の実施	これから市民公益活動やボランティア活動を始めたい方を支援する講座等を実施します。	自治人権推進課
		市民活動の周知	市民活動を広く周知するため、「市民公益活動ポスター展」や市民活動発表会を実施します。	自治人権推進課
		各種スポーツイベントの開催	佐倉マラソン等において、学生やボーイスカウト・ガールスカウト、演奏応援団体等に協力を呼びかけます。	生涯スポーツ課
		ボランティアセンターの活用	佐倉市社会福祉協議会のボランティアセンターを活用し、市民活動団体の活動のお手伝いやこれから活動を始めたい人たちをサポートし、こどもが参加できるボランティア活動に取り組みます。	社会福祉課
		小高連携交流事業の実施	佐倉東高校服飾デザイン科の生徒が、友禅染の授業を受けて学んだ内容を、佐倉小学校の児童に教えます。	社会教育課
	21	ルームさくらの設置運営	「ルームさくら」を設置し、学校教育相談員を配置します。また、ルームさくらの運営を通して、不登校児童生徒の居場所づくりを行うとともに、保護者、学校、関係機関と連携して児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた指導支援を行います。	教育センター
		校内教育支援センターの設置運営	学校内に教育支援センターを設置し、自分のクラスに入れない児童に寄り添い、相談や学習サポートを行います。	教育センター

		いじめ防止対策の推進	4月から5月に、全小中学校をオンラインでつなぎ、全教職員を対象に生徒指導研修会を行い、いじめ防止基本方針の確認を含めいじめ防止対策に係る指導助言を行います。	指導課
		プレコンセプションケアの推進	不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。	母子保健課
		教職員のスポーツ実技研修	教職員の指導力と資質の向上を図るため、必要に応じて各競技の専門家を講師として招き、実技研修を実施します。	指導課
		佐倉市文化祭小学校体育大会の開催	体力向上と健康増進を図る、佐倉市文化祭小学校体育大会を小学校5・6年生対象とし実施します。	指導課
		体力テストの実施	体力優良証を交付する体力テストを実施します。	指導課
12	22	競技大会への参加費用の助成	競技大会などへの参加費用を助成します。	指導課
		早寝・早起き・朝ごはん運動の推進	乳幼児期の相談や健診事業を通して、基本的な生活習慣や生活リズムについての助言を行います。 食育月間や第3次佐倉市食育推進計画、食育に関する周知・啓発を行います。	指導課 母子保健課
		学校開放の実施	学校の校庭や体育館を開放することで、市民のスポーツやレクリエーション等の活動の場を提供し、体力向上及び健康増進を推進します。	社会教育課
		各種スポーツイベントの開催	ニュースポーツまつり、長嶋茂雄少年野球教室、佐倉市制記念駅伝競走大会、スポーツ推進委員冬季事業（さくらミニバレー）、佐倉マラソン、さくらスポーツフェスティバル、子ども相	生涯スポーツ課

12	23		撲大会などを実施し、スポーツを親しむ機会を提供します。また、スポーツ関連の教室も実施します。	
		学校給食応援事業の実施	地元農家の協力により、直売所を通して佐倉産の野菜を学校給食で提供します。	農政課
		地域防犯活動の推進	通学路巡回警備を実施します。 市内の巡回警備を実施します。 不審者等の情報により、重点警備を実施します。	学務課
		薬物乱用防止等の啓発	千葉県薬物乱用防止指導員、青少年相談員と連携し、事業実施にあたり、薬物乱用防止に係るパンフレット等を配布し、啓発活動を推進します。また、南部地区薬物乱用防止対策協議会と連携しパネル展示を行います。	こども政策課 指導課
		学校通学路の安全確保	市内の巡回警備（安全指導・見守り・声かけ等）を実施します。また、学校敷地内の巡視を行います。	学務課
		アイアイプロジェクト活動の推進	スクールガードボランティアによる児童・生徒の見守り活動を実施します。また、学校と地域の連携が図り、学校を核とした地域コミュニティの向上を目指します。	学務課
		20歳未満の飲酒・喫煙の防止、飲酒や喫煙の被害についての啓発	各地区青少年育成住民会議と連携し、夜間パトロールを実施するなど、20歳未満の方の喫煙防止活動に努めます。また、喫煙の健康への害などについて、SNSやホームページを通じて周知・啓発を行います。 市内小中学校のこども及び保護者に飲酒、喫煙、薬物の健康への影響について知識の普及を行います。 飲酒や喫煙の害について、県のリーフレットや外部機関を利活用するなどして、啓発を実施します。また、小学校では主に各学級担任より、中学校は保健体育科の教諭より指導し、学校だよりやほけんだより等で、児童生徒及び保護者への啓発を行います。	こども政策課 健康推進課 指導課

	交通安全移動教室の実施	警察や交通安全関係団体と協力し、道路の横断方法や自転車の運転方法などについて教育します。	道路維持課、指導課
	交通安全啓発事業の実施	警察や交通安全関係団体と協力し、主要な交差点で街頭啓発活動を行います。また、交通安全啓発看板設置します。	道路維持課
	インターネットやSNSの適正利用や危険性についての啓発	千葉県が作成した啓発チラシを、市内小中学生に配布します。 また、特にスマートフォンやインターネットの適切な利用や危険性について、各種会議及び通知文などで注意喚起を行います。また、各学校から保護者への啓発活動も進めます。	こども政策課 指導課

② 青年期

頁	施策	事業（取組）名	内容	担当課
13	24	くらしサポートセンター佐倉の設置運営	働きたくても働けない、住む所がないなど、主に経済的な理由により生活に困っている方（※生活保護世帯の方は除く）を対象に、生活全般にわたる困りごとの相談を実施します。相談窓口では相談者それぞれの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、困りごとの解決に向けた支援を行います。	社会福祉課
		ちば地域若者サポートステーションとの連携	北総サポートステーションに毎月1回、相談業務を行う場の提供を行います。	こども政策課
14	25	保護司会等の活動支援と「社会を明るくする運動」の実施	保護司会や更生保護女性会の活動の場として更生保護サポートセンターを開設し、団体の活動を支援します。 また、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、広く知ってもらい、理解を深めてもらうた	社会福祉課

			めの取り組みとして、「社会を明るくする運動」を実施します。	
		成人式の運営・開催	成人式については、成人式対象者による成人式運営委員会により式典の内容などを検討し、式典の運営を行います。	こども政策課
		こども・若者サポーターの実施	こども・若者の意見を市の施策に反映させるための取組です。 市が主催するワークショップやアンケートにて意見を表明してもらったり、イベント等に協力をしてもらったりします。	こども政策課
15	2.6	婚活イベントの実施	佐倉市婚活支援協議会（市役所・商工会議所・青年会議所・社会福祉協議会・JA・観光協会からの委員で構成）による各種婚活イベントを実施します。	自治人権推進課
		結婚相談の実施	結婚相談員による結婚相談を実施します。	自治人権推進課
		結婚新生活の支援	経済的理由で結婚に踏み出せないかたを対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援するため、引っ越し費用・住宅費用を補助します。	住宅課
16	2.7	ちば地域若者サポートステーションとの連携	北総サポートステーションに毎月1回、相談業務を行う場の提供を行います。	こども政策課
		ハローワークとの連携	ハローワーク、佐倉商工会議所との共催で、若者を含めた就職希望者に対して、佐倉市内の工業団地に立地する企業の会社説明会・面接会を開催します。また、ジョブカフェちば、近隣市町村との共催で若年求職者就職活動相談会を開催します。	商工振興課

③ ライフステージを通じたもの

頁	施策	事業（取組）名	内容	担当課
17	28	障害児相談支援事業の充実	市内の5圏域ごとに障害児相談支援事業所を設置し、障害児等及びその家族からの相談に対する支援を行います。また、障害者相談支援事業所に療育支援コーディネーターを配置し、各機関の連携を促進します。	障害福祉課
		障害児就学相談の実施	障害のあるこどもに対する、就学相談を年間を通して実施します。	教育センター
		障害児の支援	障害を抱える児童生徒を支援するため、特別支援教育支援員と看護師を、小中学校へ派遣します。	教育センター
		ライフサポートファイルの作成	特別な支援や配慮を必要とする障害児等にライフサポートファイルを作成し、乳幼児期から成人期までのライフステージにおいて、医療、保健、福祉及び教育等の機関の連携の下、途切れることのない一貫した支援に繋がります。	障害福祉課
18	29	こころの健康づくり・自殺対策事業	精神科医、カウンセラーによるこころの健康相談を実施します。 また、こころの健康づくりや各種相談先について SNS やホームページを通じて周知・啓発を行います。9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間において、自殺予防の周知啓発を強化します。	健康推進課、指導課
18	30	養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業の実施	出産後の養育について出産前から支援が必要な妊婦がいる家庭、こどもの養育について支援が必要な家庭、ヤングケアラーがいる家庭に対し、保健師等が訪問して相談、指導、助言等を行うほか、家事・育児支援ヘルパーの派遣を行います。	こども家庭課
		家庭児童支援事業の拡充についての調査・検討	家庭支援事業のうち新設されたものについて、事業実施について調査・検討を行います。	こども政策課 こども保育課 こども家庭課

19	3.1	ヤングケアラーの周知、把握、支援	ヤングケアラーに対する理解や相談窓口等について周知を行い、実態把握にむけた効果的な方法を検討します。また、ヤングケアラー本人の意向、家族関係やその背景にある要因に配慮しながら、こどもや若者として必要な時間の確保や心身の負担の軽減に向け、関係機関と連携した支援を行います。	こども家庭課
		こども家庭センターによる相談支援	こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、こどもと保護者を支援します。また、全てのこどもが、心身ともに健やかに育てられるように、こどもや家庭の様々な問題に対し、電話や面接・訪問などにより相談に応じて、対象者に合わせた支援を実施します。	こども家庭課、 母子保健課
		一時預かり事業、子育て短期支援事業の実施	【一時預かり事業】日常生活上の突発的な事情や、保護者の就労や育児疲れ等により、家庭での保育が断続または一時的に困難となる場合に、保育園等でこどもを一時的に預かります。 【子育て短期支援事業】保護者が、病気やけが、育児による疲労やストレスなど、身体上、精神上、環境上の理由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、一定期間、養育・保護を行います。	こども保育課
		自治会等活動の支援	地域社会の形成、維持及び発展を図るため、自治会等が行うコミュニティ形成や公益的活動に対して、「自治会等自治振興交付金」を交付し、活動を支援します。	自治人権推進課
		民生児童委員・児童委員活動の支援	民生委員は児童委員を兼ねており、地域のこども、妊産婦、母子家庭に関する相談支援、情報提供に応じるほか、地域全体でこどもを育てる取り組みの展開や児童虐待の防止などの活動に取り組んでおり、活動を支援します。	社会福祉課

		青少年育成活動団体の支援	佐倉市青少年市民会議に対して交付金を交付して財政的な支援を行うとともに、団体事務局として活動の支援を行います。	こども政策課
		教育課題研究事業の実施	学校運営委員会を佐倉市内の小・中学校に設置し、保護者及び地域住民の学校運営の参画の促進や連携強化を進め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組めます。	指導課
		開かれた学校づくりの推進	市内幼稚園及び小中学校において、学校評議員を委嘱、設置します。学校・園で、授業参観や運動会、文化祭等で意見聴取の機会を設け、学校に対する外部からの意見等を伺います。	学務課
		公民館の活動	各公民館で、地域の団体、学校等と連携し、事業を実施します。	公民館
20	3 2	地域における子育て支援の拠点の充実	子育て支援の拠点として、児童センターや老幼の館において親子の交流の場を提供するとともに、地域の方と共同してイベントを企画・運営する等、地域とこどもの交流が図れる事情を実施します	こども保育課 子育て交流センター
		ファミリー・サポート・センター事業の推進	「子育てのお手伝いをしたい」、「子育ての手助けをしてほしい」人たちが会員となり、子育てが大変なときに、地域で子育てを支援します。	こども保育課
		地域ボランティア団体等との情報交換、交流の場づくり	地域のボランティア団体等との情報交換、交流の場を設定します	こども政策課
20	3 3	青少年育成活動団体の支援	市内の青少年育成団体に補助金・交付金を支給し、活動を支援します。	こども政策課
		青少年健全育成の推進	ジュニアリーダー初級認定講習会を実施し、青少年育成活動の担い手の育成に努めます。	こども政策課
		団体間の意見交換会の開催	市民活動団体同士の連携や情報交換、こどもを取り巻く課題解決のための意見交換の場を設けます。	こども政策課
20	3 4	青少年育成活動団体の支援	各地区青少年育成住民会議と連携し、夜間パトロールを実施するなど、地域の防犯力向上に努めます。	こども政策課

		地域防犯活動の推進	通学路巡回警備を実施します。 市内の巡回警備を実施します。 不審者等の情報により、重点警備を実施します。	学務課
21	35	こども・若者の意見の反映	こども・若者から意見を聴取し、市の取組・政策に反映します	こども政策課 各課
		必要な支援を必要な人に届けるための情報発信	こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が分かりやすくまとまって確認できるような情報発信を、SNS等を活用したプッシュ型広報等により行います。	各課
		こどもまんなかまちづくりの推進	こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるよう、住まいと周辺環境の観点から支援する「こどもまんなかまちづくり」を進めます。	各課
22	36	人権施策の推進	小中学生を対象とした人権尊重のまちづくりデリバリー事業を実施します。 小学生人権標語コンテストを実施します。 成人式にてデートDVの啓発資料を配布します。 「子どもの人権SOSミニレター」や、小学校等における人権教室の開催などの人権擁護委員活動を支援します。 年間1回、佐倉市人権研修会を各校人権担当者を対象に実施しています。 学校の要請に応じて教職員を対象に指導主事が講話を行います。 人権について学ぶ機会を提供します	自治人権推進課 こども家庭課 指導課
		外国人のための日本語講座及び生活相談事業の実施	佐倉国際交流基金への委託により、外国人のための日本語講座及び生活相談事業を行います。	広報課
		こどもの権利についての啓発	子どもの権利条約及び子どもの権利について、子育て支援情報誌等を活用して啓発活動を進めます。	こども政策課